

入札心得

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
 1. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 1. 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
 1. 入札書は本市指定の様式に必要な事項を記載し、記名、押印（押印する印鑑は、入札参加申請書の「使用印鑑」とする。）すること。
 1. 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
 1. 入札者のうち、予定価格以下で、最低価格の者を落札者とする。
 1. 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
 1. 予定価格を超える入札は失格とする。
 1. 次に該当する入札は無効とする。
 - イ. 入札参加資格のない者がした入札。
 - ロ. 入札金額を訂正した入札。
 - ハ. 入札に際し、不正の行為があったと認めたとき。
 - ニ. 入札書記載の金額、名称、氏名、印影、その他入札要件の記載漏れ、又は誤記等により内容が確認できないとき。
 - ホ. 入札書において、記載されている日付が、入札公告に示す入札日の日付と異なる、又は日付の記載がないとき。
 - ヘ. 同一の入札者が同時に2通以上の入札書を提出したとき。
1. 落札者が決定したときは、その旨口頭をもって通知する。
 1. 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
 - (1) 入札前にあっては、入札辞退届を市政情報課に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。